

平成 25 年 第 1 回葛飾区消費者教育地域連絡会（概要）

日 時：平成 25 年 10 月 31 日（木）午前 10 時～正午

場 所：ウイメンズパル 3 階 消費者学習室

出席者：島田委員、染谷委員、藤田委員、谷茂岡委員（五十音順）

1 開会

（1）開会挨拶（産業経済担当部長）

（2）委員紹介

東京経済大学教授 島田 和夫

葛飾区消費者団体連合会会長 谷茂岡 正子

葛飾区消費者団体連合会総務委員 藤田 静江

葛飾区商店街連合会会長 染谷 光雄

（3）事務局紹介

産業経済担当部長 坂田 祐次

産業経済課長 土肥 直人

地域振興部副参事 森本 宏

消費生活センター所長 甘利 光一

消費生活センター主任（担当）石井 智子

消費生活センター相談員 山王丸裕子

2 議題

（1）第 3 次第 3 回葛飾区消費生活対策審議会の内容について（報告）

- ①「消費者教育の推進に関する法律」の概要説明
- ②「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の概要説明
- ③「東京都消費者教育推進計画」の概要説明
- ④「東京都消費者教育アクションプログラム」の概要説明

平成 25 年度東京都の消費者教育モデルとして 8 区市町村が決定した。

【千代田区・新宿区・江東区・荒川区・葛飾区・八王子市・昭島市・町田市】

平成 27 年度到達目標として、消費者教育推進地域協議会、又はそれに類する連携のための組織を、10 区市町村の設置としている。

- ⑤葛飾区消費者教育地域連絡会議の設置について承認をいただく。

(2) 葛飾区の消費者教育推進の基本方針について

①葛飾区消費者教育推進計画のスケジュールを説明

25年度の審議会は平成25年8月8日と平成26年2月（2回）

地域連絡会議は平成25年10月31日と平成26年3月（2回）

26年度も審議会と地域連絡会議を、各2回予定。

27年度には「葛飾区消費者教育推進協議会」と名称を変更して、委員も関係部署から増員する予定。

27年度までには、「東京都消費者教育アクションプログラム」のような、無理のない、葛飾区独自のプログラムを策定していく予定。

②25年度の消費者教育推進事業の取組内容の説明

●高齢者の被害防止対策事業

・「地域包括支援センター関係機関との連携会議」の開催

・高齢者向けの消費生活出前講座

・消費生活情報の提供

消費生活冊子「くらしの豆知識」「くらしにいかす」作成

●早期の消費者教育事業

・小学校での消費者教育授業の実施

・放課後子ども事業（わくわくチャレンジ広場）消費者教育事業の実施

・児童館での消費者教育事業の実施

・大学での消費者教育事業の実施

●企業での消費者教育事業

東京慈恵会医科大学葛飾医療センターにおいて、新入職員対象に「消費者被害防止セミナー」を開催

●消費者教育を担う人材育成事業

「消費者大学連続講座」の開催

●消費者の自立支援事業

・「消費者講座」の開催

・区民大学単位認定講座「消費生活連続講座」の開催

③「葛飾区消費生活条例第27条の規定に基づく諮問に対する答申」を踏まえ、葛飾区の実態に合わせた、消費者教育プログラムを策定していく予定。

(3) 現状についての意見交換

- ・平成 22 年の段階で、買い物に困難な高齢者が多くいる。
- ・商店街で商品を配達してくれるのが理想である。
- ・過去に区のモデル事業として、新小岩の「みのり商店街」が商品を配達するシステムを試みたが、経費が掛かり過ぎて廃止になった。
- ・商店の御用聞きの方も高齢化になり、荷物も配達できない状況である。
- ・商店の跡取りが少ない。
- ・商店によっては、配達や修理をしてくれるところもある。
- ・商店街の方々に消費者行政を認識してもらえるような講座を開催してはどうか。
- ・商店街の空き店舗の活用が課題である。
- ・空き店舗で高齢者向けの啓発講座を開催してはどうか。
- ・消費者教育の基本的な考え方は答申で出ているが、実施していくとなると課題はかなりある。
- ・消費者教育の実施にあたり、小中学校は教育委員会との協働、高齢者の「見守り」では福祉部と協働、高齢者の「被害防止」では商店街との協働が必要であるが、多くの課題がある。
- ・葛飾区の高齢者実態調査で、最も高齢者が多い地域は堀切地区という結果である。また、堀切地域には大型量販店が無く、個人商店が多い地域なのでモデル地区として検討してはどうか。
- ・モデル地区を選択する前に、住民と商店街が互いにプラスになるような事業を検討していく。

3 閉会

- ・審議会は平成 26 年 2 月、地域連絡会議は 3 月に開催予定。

以上